

# 倉吉市・関金町 合併協定書

平成 16 年 9 月 23 日

## 1 合併の方式

東伯郡関金町（以下「関金町」という。）を廃し、その区域を倉吉市に編入する編入合併とする。

## 2 合併の期日

合併の期日は、平成 17 年 3 月 22 日とする。

## 3 新市の名称

新市の名称は、倉吉市（くらよしし）とする。

## 4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、倉吉市葵町 722 番地（現在の倉吉市役所）とする。

## 5 財産の取扱い

（ 1 ）関金町の財産（権利及び義務を含む。）については、すべて倉吉市に引き継ぐ。

（ 2 ）財産区については、倉吉市において現行のまま存続する。

## 6 新市建設計画

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

## 7 議会議員の定数及び任期の取扱い

関金町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 7 条第 1 項第 2 号の規定を適用し、倉吉市の議会の議員の残任期間に相当する期間、引き続き倉吉市の議会の議員として在任する。

## 8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

（ 1 ）関金町の農業委員会は、倉吉市農業委員会に統合し、一委員会とする。

- ( 2 ) 関金町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第2号の規定を適用し、倉吉市の農業委員会の委員の残任期間、引き続き倉吉市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

## 9 地方税の取扱い

- ( 1 ) 税率、納期、徴収方法については、倉吉市の例とする。ただし、固定資産税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度間は不均一の課税とする。また、都市計画税及び入湯税については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) 納期前納付報奨金については、廃止する。

## 10 一般職の職員の身分の取扱い

- ( 1 ) 関金町の一般職の職員は、すべて倉吉市の職員として引き継ぐ。
- ( 2 ) 職員数については、段階的、年次的に適正化を図る。
- ( 3 ) 関金町の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、公正に取り扱うものとし、両市町の長が別に協議して定める。

## 11 特別職の身分の取扱い

- ( 1 ) 関金町の常勤特別職（教育長を含む。）については、失職するものとし、非常勤特別職については、原則として引き継がないものとする。
- ( 2 ) 特別職（議会議員を除く。）の報酬については、倉吉市の例を基本とする。ただし、一部調整を必要とするものについては、両市町の長が別に協議して定める。

## 12 条例、規則等の取扱い

倉吉市の条例及び規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整方針を踏まえて、必要な新規制定や一部改正等を行うものとする。

## 13 慣行の取扱い

市き章、市民憲章、市の木・市の花及び市歌については、倉吉市の例とする。

#### 14 事務組織及び機構の取扱い

(1) 事務組織及び機構については、倉吉市の例を基本とし、次の方針に基づき整備する。

市民にとってわかりやすく、利用しやすいこと。

市民の声を適正に反映できること。

地域の課題や新たな行政需要に柔軟に対応できること。

指揮命令系統及び責任の所在が明確であること。

現行の庁舎スペースの有効利用が図れること。

(2) 現在の関金町役場に、各種申請、相談等の窓口として支所を置き、一部の本庁機能を配置した分庁舎として併用する。

#### 15 町名、字名の取扱い

(1) 倉吉市の区域については、現行のとおりとする。

(2) 関金町の区域については、現在の大字名の前に「関金町(せきがねちょう)」を冠し、「大字」の表記は削除する。

#### 16 地域コミュニティの取扱い

(1) 関金町の自治公民館組織については、倉吉市の連合組織に統合するよう調整する。

(2) 行事災害補償保険の加入に対する助成については、倉吉市の制度に統一するよう調整する。

(3) 自治公民館等の施設整備助成については、倉吉市の例により実施する。

(4) 地域振興交付金事業については、倉吉市の例により実施する。

(5) 行政事務連絡報償金については、倉吉市の例とする。

#### 17 広域行政の取扱い

(1) 鳥取中部ふるさと広域連合については、現行のとおりとする。

(2) 関金町倉吉市中学校組合については、合併の前日をもって解散し、すべての事務、財産、債務及び職員は倉吉市に引き継ぐ。

- ( 3 ) 倉吉市関金町国民宿舎企業団については、合併の前日をもって解散し、すべての事務、財産、債務及び職員は倉吉市に引き継ぐ。

## 1 8 公共的団体等の取扱い

- ( 1 ) 公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合の調整に努めるものとする。

両市町に共通している団体については、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努めるものとする。

両市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。

## 1 9 使用料、手数料等の取扱い

- ( 1 ) 使用料、手数料等については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性を原則として調整する。

同一または同種の使用料、手数料等については、原則として倉吉市の制度に統一する。

関金町独自の使用料、手数料等については、原則として現行のとおりとする。

## 2 0 補助金、交付金等の取扱い

- ( 1 ) 補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性・有効性・公平性の観点から調整する。

同一または同種の補助金、交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て合併時に統合するよう調整する。

独自の補助金、交付金等については、従来の実績等を考慮し、市域全体の均衡に配慮して調整する。

補助金、交付金等については、行財政改革の視点から、合併後も随時見直しを行う。

## 2 1 消防団の取扱い

消防団については、合併時に統合する。

## 2 2 各種事務事業の取扱い

### 2 2 - 1 消防防災関係事業

( 1 ) 防災行政無線については、当面は現行のとおりとし、新市において統合する。

( 2 ) 自主防災組織の育成に関する各種制度については、倉吉市の例を基本とする。

### 2 2 - 2 交通対策事業

( 1 ) 交通安全対策事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。

( 2 ) 生活バス路線の維持対策については、現行のとおりとする。

( 3 ) スクールバス事業については、現行のとおりとする。

### 2 2 - 3 広報事業

広報紙については、倉吉市の例により月 2 回発行する。

### 2 2 - 4 電算システム事業

電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう、倉吉市のシステムへ統合することを基本とする。

### 2 2 - 5 人権推進事業

( 1 ) 人権文化センターについては、倉吉市の例とする。

( 2 ) 部落解放・人権啓発事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。

( 3 ) 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進する。

### 2 2 - 6 環境対策事業

( 1 ) ごみ処理手数料については、大袋 30 円・小袋 20 円とする。

- ( 2 ) ごみの収集回数及び収集方法については、現行のとおりとする。
- ( 3 ) 再生資源回収報奨金交付制度について、報奨金額については、関金町の例により実施する。対象団体については、年 2 回以上実施する団体で営業を目的としない団体とする。
- ( 4 ) ごみゼロ運動については、秋に全市一斉清掃を行う。
- ( 5 ) 清掃支援事業、生活排水溝改善事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 6 ) し尿処理収集等については、倉吉市の例により実施する。

#### 2 2 - 7 国民健康保険事業

- ( 1 ) 賦課方式については、倉吉市の例とする。
- ( 2 ) 保険料率については、健全で円滑な事業運営を確保できるよう統一する。
- ( 3 ) 軽減割合については、現行のとおりとする。
- ( 4 ) 納期については、倉吉市の例とする。
- ( 5 ) 保険給付事業の出産育児一時金支給については、現行のとおりとし、葬祭費支給については、倉吉市の例により実施する。
- ( 6 ) 各種貸付け事業については、倉吉市の例により実施する。

#### 2 2 - 8 介護保険事業

- ( 1 ) 第 1 号被保険者の保険料については、関金町の例とする。
- ( 2 ) 第 1 号被保険者の普通徴収納期については、倉吉市の例とする。
- ( 3 ) 保険給付の内容については、現行のとおりとする。

#### 2 2 - 9 高齢者福祉事業

- ( 1 ) 敬老事業については、新市において実施する。
- ( 2 ) 長寿祝金については、廃止する。
- ( 3 ) 長寿敬老年金については、廃止する。
- ( 4 ) 高齢者の生活支援事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。

- ( 5 ) 高齢者関係事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 6 ) 介護予防・生きがい活動支援事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 7 ) 在宅介護支援センターについては、新たに基幹型支援センターを設置する。
- ( 8 ) 家族介護支援事業については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 9 ) 老人日常生活用具給付事業等については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 10 ) 高齢者住宅整備資金貸付事業については、廃止する。
- ( 11 ) 居住環境整備事業については、倉吉市の例により実施する。

## 2 2 - 1 0 児童福祉事業

- ( 1 ) 放課後児童健全育成事業については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) 児童館、児童センター及び児童集会所については、現行のとおりとする。
- ( 3 ) 保育事業については、現行を基本とし実施する。
- ( 4 ) 巡回相談事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 5 ) 通園バスについては、現行のとおりとする。
- ( 6 ) 地域子育て支援センターについては、現行のとおりとする。
- ( 7 ) 各種子育て支援事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 8 ) 保育料については、統一する。
- ( 9 ) 第3子保育料については、倉吉市の例により保育料の3分の1の額とする。
- ( 10 ) 災害遺児手当については、現行のとおりとする。
- ( 11 ) 母子家庭等助成については、現行のとおりとする。
- ( 12 ) 自立支援教育訓練給付金については、倉吉市の例により実施する。
- ( 13 ) 家庭児童相談室については、倉吉市の例により実施する。
- ( 14 ) チャイルドシート貸出については廃止し、購入費助成を実施する。

## 2 2 - 1 1 障害者福祉事業

- ( 1 ) 身体障害者補装具等助成については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) 障害者等通院交通費助成については、統一する。



- ( 3 ) 重度障害者タクシー料金助成については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 4 ) 小規模作業所通所助成については、廃止する。
- ( 5 ) 福祉電話扶助については、倉吉市の例により実施する。
- ( 6 ) 障害者住宅改良助成については、倉吉市の例により実施する。
- ( 7 ) 身体障害者社会参加促進事業については、倉吉市の例により実施する。

#### **2 2 - 1 2 その他の福祉事業**

- ( 1 ) 被保護世帯等に対する見舞金支給については、倉吉市の例により実施する。
- ( 2 ) 特別医療費助成制度（県制度に基づく助成）については、現行のとおりとする。
- ( 3 ) その他の医療費助成制度については、統一する。
- ( 4 ) 出産手当支給については、倉吉市の例により実施する。
- ( 5 ) 生活保護事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 6 ) 婦人保護事業については、倉吉市の例により実施する。

#### **2 2 - 1 3 健康づくり事業**

- ( 1 ) 各種検診・予防接種・健康事業等については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 2 ) 難病患者居宅生活支援については、倉吉市の例により実施する。
- ( 3 ) 精神保健事業については、現行のとおりとする。

#### **2 2 - 1 4 農林関係事業**

- ( 1 ) 農業後継者養成奨学資金給付金については、廃止する。
- ( 2 ) 有害鳥獣被害防止対策については、倉吉市の例を基本とし、実施する。
- ( 3 ) 水田規模拡大支援助成金については、廃止する。
- ( 4 ) 農林業・商工業人材育成事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 5 ) グリーン・ツーリズムについては、関金町の例により実施する。
- ( 6 ) 林道等維持管理については、倉吉市の例により実施する。
- ( 7 ) 林道災害復旧事業については、倉吉市の例により実施する。

- ( 8 ) 流域公益保全林整備事業については、当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。
- ( 9 ) 森林病虫害等防除事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 10 ) 枯松伐採促進事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 11 ) 農道等維持管理については、倉吉市の例により実施する。
- ( 12 ) 単県農業農村整備事業については、当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。
- ( 13 ) 団体営土地改良事業については、当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。
- ( 14 ) 単独農業基盤整備事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 15 ) 災害復旧事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 16 ) 優良乳用雌牛購入資金貸付については、関金町の例により実施する。
- ( 17 ) 優良雌子牛購入資金貸付については、関金町の例により実施する。
- ( 18 ) 肉用牛特別導入事業については、関金町の例により実施する。
- ( 19 ) 町有草地の貸付については、現行のとおりとする。
- ( 20 ) 種豚貸付については、廃止する。

#### **2 2 - 1 5 商工観光事業**

- ( 1 ) 制度融資については、倉吉市の例により実施する。
- ( 2 ) 企業誘致推進事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 3 ) 商店街等活性化事業については、現行のとおりとする。
- ( 4 ) 中心市街地活性化推進事業については、現行のとおりとする。
- ( 5 ) 観光・地域イベントについては、現行のものを基本とし、総合的に実施する。

#### **2 2 - 1 6 建設関係事業**

- ( 1 ) 都市計画区域については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) 除雪事業の範囲及び出動基準積雪量については、現行のとおりとする。

- ( 3 ) 防犯街灯設置事業については、倉吉市の例とする。
- ( 4 ) 市道維持管理の道路舗装・除草等については、現行のとおりとする。原材料支給については、関金町の例を基本とする。
- ( 5 ) 生活道路維持管理の原材料支給については、倉吉市の例とする。
- ( 6 ) 急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担割合については、倉吉市の例とする。
- ( 7 ) 公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき決定する。
- ( 8 ) 特定公共賃貸住宅の家賃については、現行のとおりとする。
- ( 9 ) 市単独住宅の家賃については、公営住宅に準じて決定する。
- ( 10 ) 改良住宅の家賃については、現行のとおりとする。

#### 2 2 - 1 7 上水道事業

- ( 1 ) 上水道料金については、現行のとおりとする。
- ( 2 ) 簡易水道料金については、当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。
- ( 3 ) 加入金については、倉吉市の例を基本とし、統一する。
- ( 4 ) 飲料水供給施設整備事業については、倉吉市の例により実施する。
- ( 5 ) 温泉配湯使用料金については、現行のとおりとする。

#### 2 2 - 1 8 下水道事業

- ( 1 ) 使用料については、当面は現行のとおりとし、合併後 3 年を目途に統一する。
- ( 2 ) 下水道受益者負担金については、現行のとおりとする。納期については、倉吉市の例とする。
- ( 3 ) 集落排水事業分担金・納期については、倉吉市の例とする。
- ( 4 ) 納期前納付報奨金については、倉吉市の例とする。
- ( 5 ) 水洗便所改造資金・農業集落排水設備改造資金・浄化槽排水設備改造資金については、倉吉市の例とする。

## 22 - 19 学校教育事業

- (1) 市立学校の通学区域については、現行のとおりとする。
- (2) 学校給食事業については、平成 17 年度から統合して実施する。
- (3) 学校給食会については、合併時に倉吉市の例を基本として統合し、平成 19 年 3 月を目処に廃止する。

## 22 - 20 社会教育事業

- (1) 成人式については、1 月に実施する。
- (2) 公民館については、倉吉市の例とする。
- (3) せきがね図書館については、倉吉市立図書館の分館とする。